



臨時福祉給付金の申請はお済ですか？

平成27年度臨時福祉給付金の受付は3月1日(火)までです。お済でない方は、早めに申請ください。

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられ、消費税の引き上げに伴う負担を緩和するため、所得の低い方に「臨時福祉給付金」を支給します。

■**支給対象者**
平成27年度分の住民税が非課税の方
※課税されている方の扶養親族および生活保護の受給者である場合などは除きます。

■**支給額**
1人につき6千円

※支給対象となり得る方には8月下旬に通知書を発送しました。

■**申請受付スケジュール**
申請期間は、9月1日(火)～3月1日(火)の6か月間です。申請期間中に郵送または社会福祉課に直接申請してください。

■**問い合わせ先**
社会福祉課
☎(52) 1112



「臨時福祉給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市役所や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

下野市地域防災計画(修正)(案)に関するパブリックコメントを実施します。

法改正等に伴い、下野市地域防災計画の修正を行うため、下野市防災会議の委員の皆様からご意見をいただき「下野市地域防災計画(修正)(案)」を作成しましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

■公表する資料

下野市地域防災計画(修正)(案)

■資料の閲覧場所

市ホームページまたは次の場所です。文書閲覧が可能です。

- ① 安全安心課
- ② 石橋庁舎相談室
- ③ 市民課南河内窓口(南河内図書館2階)

※閲覧時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

■意見の募集期間

2月22日(月)～3月14日(月)

※郵送、FAX、電子メール直接持参のいずれの場合も3月7日(月)午後5時15分まで(必着)

■意見の提出方法

指定の「意見等記入用紙」

に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 郵送 〒329-0492
- 下野市小金井1127番地
- 下野市役所安全安心課あて

- ② FAX 安全安心課
- FAX(40) 5572

- ③ 電子メール
- ✉ anzenshinu@city.shimotsuke.lsp

- ④ 直接持参
- 安全安心課

ご意見をお寄せいただく際には氏名(※)、住所(※)、性別、電話番号を記載してください。

(※は必須とさせていただきます。明記のないものについては受け付けできません。)

■問い合わせ先

安全安心課
☎(40) 5555

手打ちそばに舌鼓

石橋地区民生委員

児童委員協議会

12月21日、13回目となる石橋地区民生委員児童委員協議会と特別養護老人ホームいし

ばし入所者との交流会が開かれました。

毎年、年末の恒例行事として、委員自らが腕を振るい、約200食用意したそばを入所者に振る舞いました。

市長は「委員は地域と行政のパイプ役として尽力いただいている。地域の身近な相談役として、さらなる活躍を期待している。」とお話し、一緒にそばを味わいました。

入所者らは、目の前でそば打ち実演など楽しみ、手打ちそばを味わいました。

■問い合わせ先

社会福祉課
☎(52) 1112

